

参議院外務委員会會議録第三号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午
前十時二十八分開会

委員の異動

二月二十三日委員岡田宗司君辞任につ
き、その補欠として吉田法晴君を議長
において指名した。
二月二十四日委員吉田法晴君辞任につ
き、その補欠として岡田宗司君を議長
において指名した。
本日委員石黒忠篤君辞任につき、その
補欠として後藤文夫君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山川 良一君
理事 鶴見 祐輔君
宮澤 喜一君
羽生 三七君
須藤 五郎君

委員

大谷 豊潤君
黒川 武雄君
野村吉三郎君
加藤シヅエ君
曾根 益君
後藤 文夫君

政府委員

外務政務次官 森下 國雄君
外務参事官 法眼 晋作君
外務大臣官房長 島津 久大君
外務省ア
ジア局長 中川 融君
外務省欧米局長 千葉 皓君
外務省経済局長 湯川 盛夫君
外務省条約局長 下田 武三君

事務局側

常任委員 渡辺 信雄君
会専門員 沢 雄次君

説明員

運輸省航空局長 沢 雄次君
理部国際課長 沢 雄次君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選

○航空業務に関する日本国とフランス
との間の協定の締結について承認を
求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○航空業務に関する日本国とインド
との間の協定の締結について承認を求
めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○航空業務に関する日本国とオースト
リア連邦との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件(内閣提出、
衆議院送付)

○国際民間航空条約の改正に関する議
定書(第四十五条に関するもの)の
批准について承認を求めるの件(内
閣提出、衆議院送付)

○国際民間航空条約の改正に関する議
定書(第四十八条等に関するもの)の
批准について承認を求めるの件(内
閣提出、衆議院送付)

○外務公務員法の一部を改正する法律
案(内閣提出、予備審査)

○日本国とカンボディアとの間の友好
条約の批准について承認を求めるの
件(内閣提出、予備審査)

○千九百五十五年五月三十一日に東京
で署名された農産物に関する日本国
とアメリカ合衆国との間の協定第三
条を改正する議定書の締結について

承認を求めるの件(内閣送付、予備
審査)

○農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承
認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○在外公館の名称及び位置を定める法
律等の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○国際情勢等に関する調査の件
(日比賠償に関する件)

○委員長(山川良一君) それではただ
いまから外務委員会を開会いたし
ます。

今度まず委員の異動を皆さまに御報
告申し上げるようになりましたので、
まず先に委員の異動について御報告い
たします。去る二十三日岡田委員が辞
任せられ、補欠として吉田法晴君が委
員になられました。翌二十四日吉田
君が辞任せられ岡田君が再び委員に戻
られました。また本日石黒委員が辞任
され、その補欠として後藤文夫君が委
員になられました。以上御報告申し上
げます。

行いたいと思います。その互選の方法
は成規の手続きを省略して、便宜その
指名を委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

○委員長(山川良一君) 御異議ないと
認めます。よって私より宮澤喜一君を
理事に指名いたします。

○委員長(山川良一君) 次に、航空業
務に関する日本国とフランスとの間の
協定の批准について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とインド
との間の協定の締結について承認を求
めるの件

航空業務に関する日本国とオースト
リア連邦との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

以上三件一括。

国際民間航空条約の改正に関する議
定書(第四十五条に関するもの)の批
准について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議
定書(第四十八条等に関するもの)の
批准について承認を求めるの件

以上二件一括。

外務公務員法の一部を改正する法
律案

日本国とカンボディアとの間の友好
条約の批准について承認を求めるの件

千九百五十五年五月三十一日に東京
で署名された農産物に関する日本国と
アメリカ合衆国との間の協定第三条を
改正する議定書の締結について承認を
求めるの件

農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承認
を求めるの件

以上、二件一括を議題にいたし
ます。

まず各件につきまして、それぞれ政
府から提案理由の説明を聴取いたし
ます。

○政府委員(森下國雄君) ただいま議
題となりました「航空業務に関する日
本国とインドとの間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件」「航空業務に關
する日本国とフランスとの間の協定の
批准について承認を求めるの件」及び
「航空業務に関する日本国とオースト
リア連邦との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件」につきまして、
提案理由を一括御説明いたします。

政府は、サンフランシスコ平和条約
第十三条及びインドとの平和条約第二
条の規定に基づき、フランス、オースト
リア、及びインドとの間に航空業務
に関する協定の締結のための交渉を行
なつて参りましたが、幸い意見の一致を
みしましたので、昨年の十一月二十六日
にインドとの航空協定、本年一月十七
日にフランスとの航空協定、同じく一
月十九日にオーストラリアとの航空協
定にそれぞれ署名をいたしました。

これらの協定は、さきに国会の御承
認を得て締結いたしました日米、日
英、日加等の航空協定と同一の目的及
び意義を有しております。その内容
にも大差はございません。インド、フ
ランス、オーストラリアは、いずれ

も、サンフランシスコ平和条約及びインドとの平和条約の定めるところによりまして、これらの条約の発効後四年間、すなわち本年四月二十七日までわが国への乗り入れの権利を認められていたものであります。これらの協定が締結されましてその後はこれらの協定に基く権利に切りかえられ、また、わが国の航空企業も双務的にかつ平等の条件でこれらの諸国へ乗り入れる権利を有することとなるわけであります。

よって、これらの協定の御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことをお願いいたします次第であります。

次に、国際民間航空条約の改正に関する議定書二件について提案の理由を御説明いたします。

この二つの議定書は、一九五四年に国際民間航空機関、すなわち、いわゆるICAOの第八回総会で採択されたものであります。その目的とするとところは、ICAOの所在地を総会の決定によつて一時的でなく他の場所に移すことができるようにすること、ICAOの総会の開催回数を現在の毎年一回から少くとも三年に一回に改めようとするのであります。

これらの改正は、いずれも趣旨として望ましいものでありますから、わが国がこれに加入することは時宜に適したものと認められます。

以上の点を了察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

次に、外務公務員法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容を説明いたします。

まず提案理由を説明いたします。現

在国際慣行といしまして、特派大使の制度が世界各國においてとられておるのであります。この特派大使は、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務処理にあたり、たとえ当該国に常駐の大使がある場合においても、別に本國から派遣されるのであります。当該國との親交関係増進等のため非常に有効な方法であります。しかし、この派遣の場合、特派大使の称号を与え、信任状を携行させることは、この使節の使命と地位を重からしめかつ大ならしめ、また、相手國に対する儀礼上も必須の場合が多く、これまた、国際慣行上普通に行われている状況であります。

わが國におきましても、右のごとき外交上の目的に資するため、国際慣行に準拠して特派大使の制度を法律上明白に規定した方がよいと考えられますので、今般この外務公務員法の改正法律案を提出する次第であります。

ここに規定される特派大使は、政府代表及び全権委員と類似の臨時の特別職であり、従いまして、国会法第三十九條ただし書きの規定に基き、兩院一致の議決により国会議員も任命されることができるとあります。また、この特派大使は、外国における重要な儀式に参列する場合、天皇の認証ある信任状を携行し、もつて、その地位の尊重と相手國に対する儀礼の点につき間然するところがないよう考慮を加えた次第であります。以上が提案理由の説明であります。

次に本法律案の内容につき説明いたします。まず、外務公務員法第二條におきまして、特派大使の称号及び定義を規定し、あわせて、特派大使は顧問及び

随員を随伴できる旨を規定しました。次に第四條におきまして、特派大使並びにその顧問及び随員は、在任中國家公務員として、職務に専念する義務、上司に忠実なる義務、名誉信用保持の義務及び秘密を守る義務等を負う旨を規定しました。

次に、第八條におきまして、特派大使並びにその顧問及び随員の任免は、外務大臣の申し出により内閣が行う旨を規定し、あわせて、任務を終了したときは、解任される旨を明文で規定することとしました。

次に第九條におきまして、特派大使が外国における重要な儀式への参列に際して、携行する信任状は天皇が認証する旨を規定しました。

最後に、付則におきまして、国家公務員法第二條に、特派大使並びにその顧問及び随員の称号を追加する措置をとつたほか、あわせて、特別職の給与に関する法律第一条第十六號を改正して、同法律中の大使及び公使は、特派大使を含み、特命全權大使及び特命全權公使を指す旨を明定しました。

以上をもちまして、本法律案の提案理由及び内容説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採決あらんことをお願いいたします。

次に、日本國とカンボジアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

カンボジアは、一九四九年十一月八日のフランス・カンボジア条約によつて獨立國の地位を獲得して以来、終始一貫してわが國に対する友好的態度を示してきましたが、なかんずく、昭和二十九年十一月には対日賠償請求

権を放棄することを声明し、また、昭和三十年十一月にはサンフランシスコ条約第十六條に基く連合國捕虜に対する戦争損害補償金の同國取得分を日本赤十字社に寄附する旨を申し入れ、その外交の基調が不変の親日政策にあることを内外に表明しました。わが國といたしまして、かかるカンボジアの好意に對してできるだけ同國との協力関係を密接にし、ひいては東南アジア諸國との善隣外交に資すべく努力しておりました。が、昨午十二月上旬シハヌーク總理大臣兼外務大臣を長とする同國の親善使節團の來日の機会に、兩國間の友好條約の締結について、兩國政府間で話し合ひが行われ、した結果、十二月九日東京において兩國外務大臣の間で本條約の署名が取り運ばれた次第であります。

本條約は、すでにわが國がアフガニスタンやイランとの間で締結してあります修好條約と同様、兩國間の友好關係を強化することを目的とし、平和の維持、主權、獨立及び領土の尊重、外交官及び領事官の待遇等の兩國間の基本的關係に関する數箇條を設けておりましたが、そのほか、特にカンボジアとの協力關係を密接にするため経済、技術及び文化協力關係の強化、移住者に対する便宜供与等についての規定が挿入されております。

本條約は、兩國間にすでに存在している協力關係を今後とも維持強化すべき根本原則を明らかにしたものであり、本條約に定められていた趣旨に従つて、今後経済、技術、文化、移住等の諸問題について兩國の間で交渉が行われ、その結果合意に達したところに基づいて兩國の協力關係が具体化され

ていくならば、わが國にとつて大なる利益をもたらされることが期待されます。

よつて、ここに本條約の批准について、御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

ただいま議題となりました、農産物に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件、及び「一九五五年五月三十一日に署名された農産物に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定第三條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件」につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、昨年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日米間の協定に基いて、米國の余剰農産物の購入を取り計らいましたが、その後さらに昨年度のわが國の食糧の生産、消費、輸入等の諸状況について慎重な検討を加へました結果、購入条件について満足な合意に達するならば第二次の協定を締結して、引き続き米國より農産物を購入することが適當であるとの結論に達しましたので、昨年七月より東京において米側との間で非公式な折衝を開始いたしました。その折衝により、日本側が購入する農産物の品目、金額等についてわが方の希望がほぼ入れられる見通しが得られましたので、

またまた九月に河野農林大臣が渡米いたしました際に、ワシントンにおいて正式に品目、金額、積立金の使用区分等に関する交渉を行つたところ、話し合ひの妥結をみるに至り、九月三十一日井口在米大使と米側代表との間で

二

協定文の仮調印を行いました。しかるに、同協定の正式署名は、昨年五月の第一次協定第三条に基き、第一年度の農産物の贈与に関する細目、及び第二次協定に伴う第二年度以降の農産物の贈与についての両国政府間の話し合いが妥結した後に行うこととなっており、その後の東京において贈与に関する取りきめの交渉を鋭意進めて参りましたところ、両政府間で意見の一致をみるに至りましたので、去る二月十日重光外務大臣とアリソン米国外務省との間で本件協定及び議定書の署名を行なつた次第であります。

本協定については、(イ)農産物の買付額が六千五百八十万ドルであること、(ロ)買付品目が小麦、大麦、トウモロコシその他の飼料、綿花及び葉タバコであること、(ハ)積立金の使用率が日本側七五%、米側二五%であり、日本側使用分が、農地開発、森林、畜産等の開発、電源開発、生産性向上等のための借款に使用されること、及び(ニ)贈与について附属交換公文で定めたことの諸点を除いては、第一次協定とほとんど同一であります。

また、議定書につきましては、第一次協定第三条によれば、わが国が贈与を受ける農産物は、千二百万ドルをこえない小麦及び脱脂粉乳並びに三百万ドルをこえない綿花となっており、したが、その後両国政府間の話し合いの結果、綿花分を小麦及び粉乳に振り当てることに合意が成立いたしましたので、第一次協定第三条を改正することとした次第であります。

この協定によりまして、わが国は輸入を必要とする小麦、大麦、トウモロコシ、綿花、葉タバコ等を六千五百八十

万ドルまで円をもって購入することが出来るほか、その購入によって積み立てられる円資金のうちドルに交換された七割五分、約四千九百万ドルをわが国の経済開発のための借款として受けることができ、また、第一次協定によつて予定されておりました第一年度の千五百万ドルの贈与に引き続いて第二年度以降数年間にわたつて贈与を受け、一段と拡大することができ、本件協定及び議定書の実施によりわが国が受ける利益は多大のものと期待されるのであります。

よつて、ここにこの協定の締結及び議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、両件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(山川良一君) 以上の各件に對する質疑はあとに譲ります。

○委員長(山川良一君) まず、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題にいたします。本案について御質疑のおありの方は順次発言を願います。

○會務委員(山田久大君) この案そのものではないのですけれども、これに関連して外務省に伺いたいことがあるのですが、それはイスラエルとの外交関係といふ問題、イスラエルにおける在外公館の問題なんですか、これはもう公館ができたわけですが、これはもう公館の規模が非常にまあ貧弱に過ぎるといふので、イスラエル政府の方ではかなりその点について不満を持ち、しばしば日本政府の方に、もう少し実

質的にスタッフを充実してほしいという要請をしているようにわれわれ聞いています。これはまあ言うまでもなくイスラエルだけに力を入れているという意味で申しているのではなくて、イスラエルに対しては近隣のアラブ諸国に對しても、日本側の在外公館としてはいかなければならぬ重要性を認めていかなければならぬと思ひますが、特にまあ今日イスラエル付近はまあ國際的に緊張の焦点になつているところでもあつて、やはりイスラエルにおける公館の充実ということは非常に重要なことだと思ひます。どうして今までそういうようなイスラエル公館を充実しておらないのか、どういう理由でなつておるのか、また今後どういふふうに充実していくか、お考えがあるかをこの際伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) イスラエルに關しましてはたゞいまトルコの大使館が兼任をいたしておられます。必要の際にトルコの館員が臨時出張をいたして仕事を処理しているような状況でございます。トルコに現実に公館を置いて充実をする必要はないかという御意見でございますが、中近東方面は特に重要でございますが、公館も充実いたしたいのでございますが、予算の関係もございまして、今回はイスラエルのために特別に新たに予算を獲得することとができなかったわけでありまして、

○會務委員(山田久大君) 今行つてゐるのは、あれは代理公使ですか。

○政府委員(島津久大君) ただいま駐在はいたしておられません。

○會務委員(山田久大君) トルコが兼任をいたしておられます。

○會務委員(山田久大君) これは予算の重点的な使用についてはいろいろお考えもあるうと思ひますが、どうもトルコと兼任で常駐もしていない、一人もいないというのはいささか何でかこれは適當でないと思ひます。これは御承知のようにイスラエルは日本に相當すみやかに公使を送つてゐるわけですが、しかも公使一人ではございせん。だから全然兼任で、一人も常駐者がいないということ、これは幾ら何でも少し意り過ぎてゐるのではないかと。これはぜひイスラエルにも常駐者を送つていただくこと、これは予算の範囲内でもできるのではないのですか、それくらいのこと、予算が足りないならば全然やらないというのはいささか受け取れないのですが、もう少しはつきりした御意見を伺いたい。

○政府委員(島津久大君) ただいまも申しますように常駐の人員を送り出すだけの予算がございせんので、トルコから成るべくひんびんと出張させまして事務を処理させるようにいたしましたと思ひます。ただいまのところ常駐をさせる準備がないのは遺憾でございます。將來御意見の点は十分研究をいたしまして、早急に充実をいたしたいと思ひます。

○會務委員(山田久大君) 將來善処ということは何つておるのですから、あまりそれ以上申し上げませんが、これはぜひ公務次官に於いて、一つ政府として取り上げていただきたい。大臣によくお話をなつて下さい。今國際緊張点であるイスラエルに常駐者を出していない、それじゃ日本の外交はできないと思ふ。だから至急便法を講じて事実上の常駐者ができるようにもう一べんお考えを願ひたいという希望を申し上げておきます。

○政府委員(森下國雄君) 仰せの通りでございます。御承知の通り三十一年度の予算の中に極力努力をいたしまして、その線に沿つて進んでおるわけでございまして。御意見の通り極力大臣とも相談をいたしまして、御期待に沿うようにしたいと思ひます。

○加藤三ツエ君 在外公館を必要の場合におふやしになることは、まことに適切なことだと考えますけれども、中近東諸國の外交問題は、今非常にいろいろの大きな問題を起しております。際、こういうような在外公館の使います費用ですね、その中で経済的な諸問題を調査するといふような費用は、どういふふうになつておりますか。

○政府委員(島津久大君) 在外公館の活動の費用の中で経済問題にどのくらい重点を置いておるか、という御質問でございますが、この点は経済問題についてどのくらいというふうな予算面ではつきり出てこないわけでございます。しかもある一つの館の全体の個別的なままとした予算というものはないわけでございます。従いまして、一般の各在外公館の活動をする費用の中からまかなつていく、その中にはもちろん調査費用もございまして、また在外公館の何と申しますか、工作費、そういうふうなものも入つております。これはしかし東京の本省の方でも全体を見まして、そのときに應じて重要な方面に工作費をつぎ込んでおります。中近東に關しましては、その点は十分考慮しております。重点を置いて運営しております。

○加藤シヅエ君 今御説明はございませうけれども、私昨年中近東諸国を旅行いたしました。現実にはいろいろ見ましたところでは、実際に日本との貿易をもっともっと進めていかなければならぬことにつきまして、十分な調査をしなければならぬ。あるいはそういうことにつきましての宣伝活動というようなことに限らず、非常に必要に迫られておられるにもかかわらず、本省の方からは少しも費用が出ていないというようなことを実際に見て参りました。こういうようなことに限らず、ただ在外公館を置くことだけで何も事實上活動はできていない。西ドイツのほかに国との競争にみすみす負けているというような状態に対して、何か今年度の予算では、もう少しそういうようなところに対する必要と認められる活動費というようなものを、もっとふやしてあげることがあるのでございませうか。それとも今まで通りの御計画で大体そういうようなワクの中でやっていらっしゃるというようなことなんではどうか。

○政府委員(島津久大君) 中近東方面の在外公館の活動が不十分であるという御意見でございませう。もちろん十分の経費もございませうし、人員から申しましてももっと充実をいたしたいのは当然考えられることとございませう。本年度の予算におきましては、人員の点はそれほど増員ができなかったものでございませう。一般の庁費、つまり各館の運営の費用は昨年度に比べましてかなり増額をされております。それから交渉費と申しまして、特別の工作に充てる費用が前年度は二億二千八百万ほどございまして、こと

しは一億五千万ほど増額になつております。従いましてその面で前年度に比べましてはかなり進歩したと思ひますが、もちろんそれらの点をその程度で満足はいたしておられない。公館の充実、経費の増額において努力いたしたいと思つております。

○加藤シヅエ君 新しく在外公館を設置なさる場合に、その公館に使用します家具、調度品というようなものを購入する問題でございませうけれども、これは日本でもどういふような美術工芸品ができるかというようなことに對して十分の考慮を払つて、家具調度を購入なさるというところが日本品のひいて一つの見本をも兼ねることになりまして、非常に大切なことだと思つてございませうけれども、どうも私の方を回つてみた、われわれ話を聞いたところでは、家具調度の購入の方法があまり適切でないように感じるのでございませうけれども、現在どういふような方がその家具調度を選ぶというようになつて、選ぶときはどういふ方がお選びになるのでございませうか。

○政府委員(島津久大君) 在外公館の調度品で日本の美術工芸品その他の点から見まして日本の文化の紹介にもなるという御意見でございませう。できるだけ日本のもので在外公館に送りたいわけでありませう。ただいまのところでは家具まではなかなか手が及ばないのでございませう。絵でございませうとかあるいはつばの類、そういうようなものは外務省にその道の専門家の委員会を作りまして、選定をしていただいで送っております。また食器類、こういうものは大部分東京でととのえまして在外公館に入っております。だんだんそれらの

点は力を入れてやつていきたいと思います。家具類まではなかなか手が伸びないことはございまして、一つ研究いたしてみたいと思つております。

○加藤シヅエ君 今おっしゃるやうに家具類にはちよつと手が届かないかも知れませんが、たとえば食器とかそのほかの裝飾品などの選定は、必ずしも今あまりうまくやつていらつしやるように思へないのです。同じ国費を使つていながら場合に、もつと日本のお金も有効に使つていただきたいと思つてございませうが、どうもその選定なさるときは美術品の場合はいのものを、実際に日本でもそういうやうなところへ喜んで輸出できるやうなもの、あるいは欧米諸国の外交官たちに見せてもそこで紹介になるわけにございませうが、その選定をなさるときには必ずしも一々委員会にお諮りになるわけにございませう。はなはだおもしろくない選定がなされていて、国費を非常に有効に使つてゐるのではないといふふうには私は見たのでございませうが、これは一案なんでもございませうけれども、そういうやうなことはむしろかつて在外公館におられたところの大使の夫人というやうな、そういうやうな方でございませうな選定には非常に目の肥えてゐるというやうな方もたくさんおありになるのじゃないかと思つたので、そういうやうな方で、買つた品に、また美術品ではなくむしろ工芸品みたいなものの選定のときの委員会みたいなものを非公式にでもお作りになつて、購入する場合にはそういう方の御意見を聞きになるというやうなことが、ただ度課というやうなところで買つてしまふというやうなことはなく、そういうやうなところにこまかいお金を有効に使つていただきたいと思つてございませうが、そういうやうな案はいかがでございませうか。

○政府委員(島津久大君) 御意見の次第まことにございませうと思ひます。で、具体的にまた御意見も伺ひましてそういうやうな方法を考えたかと思ひます。

○加藤シヅエ君 もう一度申し上げますけれども、経済活動に便になるやうな調査費といふやうなものは、ぜひこの中近東、アフリカに十分に回していただきたいといふことを重ねて希望意見として述べさせていただきます。

○鶴見祐輔君 ここに出ております領事館ですが、ウイニベグとメルボルンだけしか出ていないのですが、前にはだいたいたくさんお出しになつたものが削られてここに残つておられるものと承知しておりますが、ちよつとこの前概括として申し上げて希望意見として出しておきたいのですが、この領事館及び總領事館をおきめになるときにテキサスのヒューストンには選考に残らなかつたやうですが、どういふわけですか。

○政府委員(島津久大君) ヒューストンは外交を再開いたします前に、在外事務所を設置いたしますときに候補に上つた所でございませう。現地の方からも相当強い希望がございまして当時研究いたしましたのでございませうが、結局落ちつきましたのがニューオーリンズ

ズの方に落ちつてしまひました。もちろんヒューストンも大事でございませう。できれば両方置きたいのでございませうが、同じ地区に近い所に両方置くことも全体のバランスから見ましてバランスがとれないところでございませうので、今日のところ差し控えておるわけにございませうが、テキサスを軽視いたしておるわけでは決してございませう。

○鶴見祐輔君 私ども考えておりますウイニベグ、メルボルンとヒューストンは特段の相違だと思つてございませう。テキサス州は政治的にはニューヨーク、カリフォルニアに次ぐ勢力を有し、経済的には現金を持つてゐる点では、あるいはウォール・ストリートを凌駕するやうな勢ひがあり、現に一昨年度米国の鉄道ニューヨーク・セントラルの多数株を一日で買ひ取つてしまつたといふやうに現金を持つておられます。経済上日本の必要とする綿の問題のみならず、いろいろな油とか鉄鋼とか石炭がほとんど出でゐるというやうな経済上の諸条件があるのみならず、ことに私大事だと思つたのは、アメリカの国政あるいは外交方針を決定する大きな要素であります国内の政治情勢からいひましても、ニューヨーク、カリフォルニアは非常に、イリノイとテキサスとを比べれば、イリノイよりもテキサスの方が政治的な意味が多いと思つた。下院も上院の議員もテキサスのヒューストンの方が多い。将来テキサスの意見というものが日本の外交及び経済情勢に非常に大きな影響を持つという際に、ニューオーリンズは経済上、文化上問題にならないと思つた。ことに親日感が非常にいいところ

で、テキサスの親日感をわれわれがこれと提携してよく利用するということが、日米外交に非常に重要だと思ふ。昨年モ私テキサスに行きましたら非常にみんなが熱心でありまして、これだけ日本と関係の深い所に領事館を置かないのは不便で困るというのです。私はメルボルンやニューオールリズンズは大それた事だと思ふのですけれども、テキサスとは問題にならないので、来年度はぜひテキサスに領事館を置くことをもう一度御考慮願ひたい。テキサスの親日感情を十分お感じになつて、そうして将来の友好の助けにしたいのだ。こゝしは間に合はなかつたのであります。来年はぜひこれは一つ特別に御研究を願ひたいということをお願い意見として述べます。

○政府委員(森下國雄君) ただいまのヒューストンの問題は御希望に沿うように、よく一つ大臣とも相談をいたしまして、実行に移したいと、かように考へております。

○羽生三三君 外務省関係の予算の問題ですが、まあお話を先ほど承承わつていて、予算がなくてということですが、私どもは外交の基本方針については見解を相対する政府とは異にしておる。それは別として必要な予算というものがとれないというのは、予算査定のとぎみな落されるのですか。一体それで重光外務大臣はどういう努力をされておるのか。それはどう国際的に重要な問題というなら、与党が一兆円予算の中であつたらばかりの金を削るといふことも私はどうかと思ふ、それほど重要なものなら、少しそういうことの認識が政府与党はあつてしかるべきだと思ふのです。どうも予算がない、予

算がないと、いつも泣きことをし過ぎる気がするのだけれども、どういう政治折衝をおやりになつたか、予算編成の際に。

○政府委員(森下國雄君) 御承知のように一兆円のワケ内で割り振りをそれぞれ各省真剣にやつておりまして、私も実は外務省へ参りましていろいろ伺ひまして、外務省の予算というものがまことに前から比べますと非常に少くなつておるのには驚きました。いろいろあつて参りますれば経済活動に、外交に必要な経費だけ取り上げまして、これはゆゆしき大事だ。そのほか御承知の通り、外務省の報償費などというものは二億二千万円くらいしかないといふことを聞きまして、意外の感を深くしたのでございます。極力私ども大臣以下幹部が集りまして、大蔵省と折衝あるいは党と折衝いたしておるのでございますが、今年はそれでもただいま報償費の方で一億五千万円ほどふえまして、海外移住費の方も相当ふえまして、全体としては昨年よりはわずかな限られたる予算の中では少しふえたわけでございます。各省予算と比べますれば、その率におきましては必ずしもふえてないことではないのでございませう。ただ何しろ少い予算のワケの中から取り入れるのでございまして、さうぶる苦労はいたしました。大臣以下私ども、各局長、課長に至るまでみな真剣に説いたのですけれども、これはちよつと憂なことでございまして、御承知のように、最初はそのうだ、外務省はこういうことがなければだめなんだ、今の日本は平和外交一本でいかなければならぬのだから、これは金は必要だと、初めはそう申しますが、だんだん

んしほつて参りますと、堤防が出てきたり、学校が出てきたり、道路が出てきたりいたしまして、みんな予算がそつちの方にいつてしまひまして、外務省には選挙がないというやうな結論になつて、投げた網の中に魚はもつと少くなつては来ないのに、あつてみたから小さな魚しかかかつていなかつたので、政務次官はなほ大きな口をきいて面目を失したやうな次第でございませう。しかしながらこれは平生において常に外務省が努力が足りないと思ひます。それで平生は、党内はもちろん議会の皆様の前にもやはりわれわれ外交問題、国際問題の事情をあらゆる機会に述べて、また国民にもそういうことを述べて、来年度の予算は必ずこれは少しふやしていただいて、国の活動に必要なことだけはどうしてももらおうという決心で考へておる次第でございませう。

○委員(山川良一君) ほかに御発言ございませうか。

○加藤ツヅエ君 ここに今問題になつております特派大使派遣のときの費用というものは、予算はどういうことになつていますか。

○政府委員(森下國雄君) 外務省の旅費の中からひねり出してあります。

○委員(山川良一君) ほかに御発言ございませうか。御発言がなければ質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山川良一君) ちよつと連記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(山川良一君) それじゃ速記つけて。

次に国際情勢の調査をいたしたいと思ひますが、御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○羽生三三君 今朝の新聞に日比賠償のことが相当伝えられておるのです。新聞報道によると字句の点で日本側が誤つておるだけで、原則的にはほとんど了解の線に達した、最後のには鳩山総理の書簡が出ればそれでいいのだといふやうに、そこまで進んでおるやうに伝えられておるのですが、もう少し詳細に進行状況をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(森下國雄君) この問題はきわめて秘密裏の間に進められて参つておりました。詳細はアジア局長がその担当をいたしておりますので、アジア局長から詳細に説明いたさせます。

○政府委員(中川融君) 日比賠償の経過でございませうが、御承知のように八月十二日に先方の大統領から日本の鳩山総理あてに正式提案がございまして、その提案はすでに新聞にも出ておりますやうに、きわめて簡単なものでございませう。従ひまして、その簡単なものがどういふ意味であるかということにつきまして、マニラにおきまして日本の在外事務所長と先方のネリ大使との間に、それから約半年近くになります。その間のその解明問題につきまして話し合ひが行われてきておるわけでございます。解明問題でございませうので、その根本的な問題についての話し合ひが行われておるわけでございますが、いろいろのやうなやうな段階になりまして、一見小さなやうな問題でありながらも、解釈上やいろいろな問題が必要になつて参りますので、そういうことが

六カ月間行われて来ておるのであります。この間に相当いろいろの問題につきましても意見の調整等も行われておりますが、まだしかし全体的に話がきいていないのであります。従ひまして、今朝の新聞あたりの、先方のたとえはガルシア副大統領の発言としては、表現の問題が残されておるやうなやうな発言がありました。これは私はどういふ意味で言つておるのか、われわれただ新聞を見ておるだけでありませうので、必ずしもフリーピンが全面的に日本側の見解に同調したといふやうな意味合にとるのにはまだ早いんじゃないか、交渉は依然としてまだその解明問題について引き続いておる、まだ最終的結末はついていないといふやうに御了承願ひたいと思ひます。なお、そういう問題につきましても解明の問題には、大体話がつけば日本側としてもこれについて鳩山総理から返事を出すか、あるいはさらに協定文について協議をするとか、そういうまた新しい段階に入ることになると思ふのであります。その段階がいつくるかということは、先ほど申しましたやうに、まだ話が最終的にきまつておりませんが、政府としては、できるだけ早くやういふ段階に持ち来たいといふやうに考へ、努力をいたしておるのであります。

○羽生三三君 まあ、今内容的にいろいろこまかいことを聞くのは無理であると思ひますが、おおまかな点で、前内閣と対比されて、鳩山内閣になつてからきまつた数字がどうであるといつ

て昨年来問題になったようですね。大體おまかになつておるあの線です。内容的なことはかまいませんが、おまかにいつて昨年来報道されておる線そのままだに近しいものをもつておるのか、その辺のところはどうですか。

○政府委員(中川融君) ただいまの御説明の一番最初に申しましたように、八月十二日に先方の大統領からきました提案、これは賠償五億五千万ドル、さらにそのほか民間ベースの借款のワクとして二億五千万ドルということになつておる。その五億五千万ドルの支払い方法として、二億五千万ドルを十年間、残りの三億ドルをそのあとの十年もしくは両国政府間で定めらるべきそれより短い期間という大綱がきておるのでありますが、要するにあの大綱についての解釈問題を今マニラでやつております。それから御想像いただけるかと思いますが、大綱が根本問題でなくて、これについての解釈問題をやつておるといふふうに御了承願いたいと思ひます。

○宮澤喜一君 ちょっとそれに関連いたしまして、これは日本国内の意思が必ずしも統一したものはございませんし、フィリピンの考え方は、さらにまたそれとも本来離れておつたものでございましょうから、非常に外交交渉がおやりにくいだろうし、それなりに苦心がおりますから、これは十分お察しいたしますから、私も羽生委員と同じように、今内容についてももちろん承るつもりはないし、これは行政権の明らかに範囲内でありますが、ただ私どもとして考へておく必要がございまして、最後に協定がどうかの形

でございまして、それが国会の承認を求めるといふ形になりましたときに、行政府の意思と立法府の意思とが非常にかけ離れる結果になるというところは、本来ならば避けた方が望ましいわけでありまして、そこで、そういう観点からだけお伺いをいたしますが、おそらく今の民間ベースの借款という問題をいつて、その性質その他それをフィリピン側の考え方と日本側の希望というものをどういう形ででも一致させなければならぬ。本来ならば非常に一致しにくいものでありますから、それをネリ大使と日本側のト部事務局長代理でありますか、いろいろな文書の形を通じて一致させるように御苦心をなすつていらつしやるだろうと思ひます。そこで今やつておいでになることは、ただいまの局長のお話から伺いますと、これがかたまつていけば、協定文に入る云々ということでありまして、協定文以前のことをやつておいでになる。両方の考え方を一つにしよう。でありますから、おそらくこれは口頭だけでなく、何かの形の文書、少くとも書きもので両方の考え方をまとめようとしておられるのだからと想像いたしますが、これはお答えは必要でございせんが、想像いたしますから、そこでどうしても何か上手な表現を考えなければならぬということに帰着をしてくるだろう。私はしろうとでございまして、専門のことばかりではありませんが、そういうふうな考えざるを得ませんので、そういういたしますと、どちら側かに無理が出てくる可能性があるので、それが向う側がその無理を最後までかぶつてくれれば、わが国としてはそれでよろしいわけでありまして、

も、場合によつて無理な点を表現で適当に通してしまふということに帰着しやすいのではないか。こういうことを申し上げるのは、あまり適切な例ではございせんけれども、先般タイとの間に一つ係争が起つておるわけで、これは表現に日本側の態度があつたといふふうには思ひませんけれども、しかし疑いやすいような表現をできるだけ避けなければならぬ、ということのまあ一つの例に近いものになりはしないか。昨年外務大臣がアメリカに行かれたとき、最後の共同声明の日米両文をめぐつていささかの問題が世上にあつたわけでありまして、そういう過去の例にもかんがひまして、及び現在外務省のやつていらつしやる交渉というものが本質的に非常にむづかしい無理を含んだものでありますだけに、どうか将来に問題を残さないような形で両者の意思というものをまとめることに御努力をお願いしたい。そう言つてはなんですが、昔でありますと、東南アジアの国に対しては、多少勢力関係から日本として若干の無理をして通したということがあつたわけでございますけれども、そういう立場にございせんし、あとに問題を残しますと、せっかく友好的にまとめたはずの話が、先般のタイの問題のような結果になつてきやすい。私も抽象的にしか申し上げる方法がありませんし、何でありますけれども、そういうことを、特にこれは言葉づかいの問題でありますけれども、今のト部さんとネリ氏がやつておられることが、今後協定文を書かれ、そしてそれを将来解釈する上のおそらくガイディング・プリンシプルになりますので、日本側として疑いを生ず

るような表現はできるだけ厳密に避けていつていただきたい。それじゃ話がまとまらなくなるぞとおしやるのでありますから、どうでありますか、そういうことでありますと、まとまつた話というのには、そもそものはなだまとまりが怪しいということにならざるを得ませんので、これは御質問を申し上げるよりは希望でございまして、もし御感想があればお述べをいただきたいと思ひますし、おありにならないければそれでけっこうです。

○政府委員(中川融君) ただいま宮澤委員の御指摘になられました点、これはこの日比交渉に當つておりますわれわれとしても、とても適切な御注意であると感じた次第であります。われわれとしても日比賠償ということが非常に重大な問題でありますので、将来双方の考えが文書の解釈をめぐつて食い違ふというやうなことがないようになりたつと思つております。タイの場合の例を御指摘になられました、タイの場合につきましても、われわれは解釈上そのやうな考えの相違が出るということとは全然予想していなかったものであります。非常に意外の感を持つておるのであります。フィリピンの今の交渉に當りましては、すでに約八カ月ぐらゐにもなる。この段階に入りましてからも六カ月ないし八カ月ぐらゐになる交渉でありまして、その間この問題ばかりを要するにト部、ネリ両氏がやつておるのであります。従つて単に字句上の妥協によつて問題を解決するといふやうなやり方ではなくて、むしろその根柢になる実態についての考え方を調整しておる、解釈を一定していくといふやうなことで過ぎており

ますので、文字はもちろん、それを表わすための文字はどれくらいかというやうなことになるてきております。従つて御心配になられましたやうな点はないものと確信いたしておりますけれども、なおこの上ともさういふ点につきましては十分注意して慎重に進んでいきたいと思ひます。

○委員(山川良一君) 他に御発言ございせんか。

○會務委員 これは質問じゃないのですけれども、資料として出してもらいたいのですけれども、これはほかのソースでも手に入らないことはないと思ひますが、ソ連の共産党の第二十回の大会の、これは完全な報告書でない、ブラウダに出てゐる程度でけっこうですが、日本文で、全部でなくてもフルシチョフの一般報告とか、そのほかミコヤンのやつとか、重要なやつがあると思ひます。ブラウダに出てゐる程度のもので一つ資料として出してもらいたい。それから第二には、これはちよつと新聞で読んだので、実際真相は知らないのですけれども、外務省の方で最近いわゆる中共に関する評価といふやうなものが出た。非常にいいものだと新聞に書いてあるのです。そういうものがあるものでしたら、これも一つ資料としてわれわれ委員にお配りいただきたい。その点いかがでございましょうか。

○政府委員(法服晋作君) 第一の点についてお答えします。お話の共産党大会における資料は、今私どもの方で実は詳しいやつを作つておりますので、実はブラウダに載つてゐるものは六時間間に及ぶフルシチョフ氏の演説でございまして、これは全部訳すのは相当時

間に入らないことはないと思ひますが、ソ連の共産党の第二十回の大会の、これは完全な報告書でない、ブラウダに出てゐる程度でけっこうですが、日本文で、全部でなくてもフルシチョフの一般報告とか、そのほかミコヤンのやつとか、重要なやつがあると思ひます。ブラウダに出てゐる程度のもので一つ資料として出してもらいたい。それから第二には、これはちよつと新聞で読んだので、実際真相は知らないのですけれども、外務省の方で最近いわゆる中共に関する評価といふやうなものが出た。非常にいいものだと新聞に書いてあるのです。そういうものがあるものでしたら、これも一つ資料としてわれわれ委員にお配りいただきたい。その点いかがでございましょうか。

間に入らないことはないと思ひますが、ソ連の共産党の第二十回の大会の、これは完全な報告書でない、ブラウダに出てゐる程度でけっこうですが、日本文で、全部でなくてもフルシチョフの一般報告とか、そのほかミコヤンのやつとか、重要なやつがあると思ひます。ブラウダに出てゐる程度のもので一つ資料として出してもらいたい。それから第二には、これはちよつと新聞で読んだので、実際真相は知らないのですけれども、外務省の方で最近いわゆる中共に関する評価といふやうなものが出た。非常にいいものだと新聞に書いてあるのです。そういうものがあるものでしたら、これも一つ資料としてわれわれ委員にお配りいただきたい。その点いかがでございましょうか。

間がかかると思います。しかし御希望の点につきましては、できるだけ早く提出したいと思ひます。

○政府委員(中川融吉) 第二の中共に關する資料の点でございますが、先般新聞に、外務省が中共分析と稱する調査書を作ったということで、その内容なるものが、梗概書きのように出ておりました。これは当時外務大臣からも、衆議院の席上であつたかと思ひますが、明らかにされたのであります。外務事務当局の一部課において、當時中共の情勢等について調査してゐることは事実でございます。しかしながら、そういう調査の結果というものは非常にデリケートな問題になりますので、外務省の執務参考だけにしておるのであります。外務省外にお配りする趣旨のものではないのでありますので、新聞に出ましたものと、それとの關係その他につきましては、その当時外務大臣からも説明がありましたが、決してこれを出したとか、何とかいふ趣旨のものではないのであります。新聞記事は新聞記事、外務省の調査は外務省の調査と全然別ものとお考え願ひたい。従つてこの調査の結果を資料として御配付することは差し控へさせていただきますと思ひます。

○委員長(山川良一君) ほかに御発言ございませうか。それでは在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を重ねて議題に供します。

本案は質疑は終つておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(山川良一君) 御異議ないと思ひます。それではこれより採決にいたします。在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(山川良一君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条によりまして、本會議に於ける口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自余の手續につきましては、慣例によりまして、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(山川良一君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

宮澤 喜一 後藤 文夫
羽生 三七 須藤 五郎
大谷 豊潤 鶴見 祐輔
黒川 武雄 曾根 益
野村吉三郎 加藤シヅエ

た航空業務に關する三件、國際民間航空條約に關する二件の質疑に入りたいと思ひます。

以上五件について御意見のおありの方は順次御発言願ひます。

○須藤五郎君 この法案と關係ないことですが、私たちが昨年ですか、SASと云つておる航空会社のあれですが、モスコ、北京を通じて日本に乗り入れる話があつて、北京まで来ることは何とか兩國で承認されたいといひますが、日本へ北京から来るものが、日本側によつて拒否されたというお話を伺つておるのですが、もしそういう事実があつたとして、そのSASが北京を通じて日本に来ることを拒否した理由はどのような理由なんですか。

○説明員(沢雄次君) 航空局の國際課長であります。SASは御承知のようにスカンジナビア三国が作つておる航空会社であります。私たちのところに参りました情報では、SASはただソ連とも中央とも航空協定を締結したしておりません。従ひまして、SASが北京まで来る權利を中共との間にいつたかと思つております。

○須藤五郎君 それでは、將來さういふことが起つた場合はどういふふうに出られますか。

○説明員(沢雄次君) 將來スカンジナビア三国がソ連及び中共との間に航空協定ができて北京までもし来た場合に、それを日本への延長を許すかと、さういふことであります。それは外務省の方から……。

の問題として起きていないといふことでありまして、その際におけるいろいろな情勢を勘案いたしまして、何かと政府の態度を決定したいと思ひます。

○委員長(山川良一君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○曾根益君 さつき遅れて恐縮なんです。日航の國際線に關する現在の大体三件に關する御説明があつたかと思ひますが、もう少し一般的な日航の今後の路線擴張に關する計画について説明を聞きたいと思ひます。

○説明員(沢雄次君) 日本航空の路線擴張に關します計画は、昭和三十一年度、次會計年度におきまして、現在太平洋線を週三便やっておりますのを週四便にふやします。それから現在香港まで、東京—香港間をやつておりますのをバンコックまで延長いたします。これは週二便でございます。それから現在東京—沖繩間の直通をやつておりますのを、できましたら廃止いたしまして、これを福岡—沖繩間に切りかえる計画でございます。

以上が昭和三十一年度の計画でございます。

○曾根益君 もう少し基本的な計画といふか、長期計画といふふうなもの何か考へておられるだらうと思ひますが、これはまあ予算の關係でないのですか。

○説明員(沢雄次君) 長期計画といひましては、これは航空当局としては計画はございまして、政府としてはまだ御説明できる段階に至つておりません。これはまあ予算の關係でございます。ただいまのところDC4が七機、

これは全部國內線に使つております。DC6Bが五機、これは全部國際線に使つておりますが、予算的に成立いたしました新規購入計画といたしましては、6Bクラスをさらに四機、DC8、これはジェットでございまして、DC8を一九六〇年に四機手に入るように発注いたしております。

○曾根益君 従つてまあさういふわけで、これは航空局のあれとしても、路線をこの次は大体どこを延ばしたいといふ、これは政府の意思決定はできていないと思ひけれども、次の計画はどういふふうになつておりますか。

○説明員(沢雄次君) これは航空局としての計画でございますか。

○曾根益君 ええ。

○説明員(沢雄次君) 航空局としては、第一次的にはロンドンへの定期をすみやかに開きたい。それでバンコックまで昭和三十一年度まで延ばしますのもその第一歩であります。できましたら來年度あたり、再來年度には確実にインドまで延ばしたいと思つております。

○曾根益君 外国人の航空士といふのは一休いつころまでに全部揃へるような計画になつておりますか。

○説明員(沢雄次君) 外国人はまだ三十名ばかり日航で雇つておりますが、これは全部國際線の機長その他に使用いたしております。國內線は全部日本人に切りかえて、この國際線の機長も二年以内に順次日本人に交代いたしまして、二年たちましたら全部日本人になる予定でございます。

○須藤五郎君 私が聞いてゐるところによりますと、ある日本の航空会社が、將來中国本土に行くために準備を

しておるということをお聞きしておるの
ありますが、そういう事実はありま
しょうか。

○説明員(沢雄次君) 中国本土に行く
という意味が、定期を中国本土に開き
たいという御質疑でございます。た
だ、たまたまのところ会社のごくラ
フな計画として計画している会社があ
るかもしれませんが、まだ表立った計画
はございません。ただ引揚問題が起
きましたり、それから中共との間にい
ろんな民間使節が行き来しますときに
中共に飛行機を飛ばしたいということ
で相談にいられたことはたびたびござ
います。

○須藤五郎君 そういうことが将来
起った場合は、あなたの方の見解はど
うなんでしょうか。中国本土に定期を
出すという考えが日本の飛行機
社から要請された場合、どういう態度
をとられるか。

○説明員(沢雄次君) 定期の問題は御
説明申し上げましたように、現実の問
題として起っておりませんし、定期を
開きますには御審議願っておりますよ
うな航空協定が必要でございますが、
航空協定を結ぶには、その前提とし
まして、一般の外交関係ができてい
ないと航空協定はできませんので、今
のところ定期は実現が不可能じやない
かと考えております。

○須藤五郎君 今度の日仏協定、日本
とフランスとの協定の中には、すでに
中国本土ということが書き込まれてい
るわけなんですか。これはどうい
うことですか、この付表の方にちゃんと
出ております。「東京—大阪—福岡—沖
縄—中国本土内の地点」と……。

○説明員(沢雄次君) これは将来この
中国との間に航空協定ができて、
この間の実際の定期が開けるときに、
フランスがこの中国本土内の地点を取
得するという意味であります。

○須藤五郎君 これは何ですか、日本
と中国との間にそういう協定ができた
際という事なんですか。これは日本
とフランスとの協定なんじゃないで
すか。

○説明員(沢雄次君) 申し上げました
趣旨は、着陸権の実現がございませ
ね、日本と中共との間に航空協定が
できましたときに、フランスはこの中
内の地点を経由して日本に来ることが
できるわけでありませう。

○須藤五郎君 そうすると、この日仏
協定というものは、日本と中国とがそ
ういう協定がでないから、これは実
現できないものだという事なん
ですか。

○説明員(沢雄次君) それまでの間
は、路線にありません中国内の地点とい
うものは実現しないわけでありませ
う。その他の路線はもう直ちに発効
いたします。

○須藤五郎君 そうすると、現在中国
との協定ということも仮定においてま
あ考えられておるといふことですね。
○説明員(沢雄次君) その通りでござ
います。

○須藤五郎君 そうすると、それがで
きるまでは中国本土は通らないでの協
定ということなんですか。ここに
注(2)に「今後の合意により定めるもの
とする」と書いてありますが、これは
フランスと日本との合意によって定め
られ、中国と日本との関係などは関係
があること、ないようにも書いてあ
ると思うのですが、この文章を見ます

と、フランスと日本との合意の結果や
られるというふうに書いてあるの
です。

○説明員(沢雄次君) これは地点を具
体的にどこに定めるかをフランスと日
本との間の合意で定めるという意味で
ございませう。

○須藤五郎君 でははっきり聞きます
が、この中国と日本との間の関係が
超った後において、それからフランス
との合意によって相談の上できめる
と、こういうことなんですか。

○説明員(沢雄次君) その通りでござ
います。

○須藤五郎君 もう一つ聞きますが、
これは完全に日本とフランスとの間を
しようと思えば、中国と日本との協定
を結ばなかったら、完全にできない
と思うのですが、日本の外務省にはそ
ういう意向があるわけですか、中国と
の間に……。

○政府委員(下田武三君) 日本とフ
ランスでも、ほかの国の協定でもそう
でございますが、その目的は両当事国間
の発着する航空協定の路線を開くとい
うことが目的でございます。その発
着地点間のいろいろな航空協定、また
少くも乗り入れる場合は、行政的な許
可を必要とするわけでございます。フ
ランスは、東京とフランスとの間の各
国との間に航空協定を締結いたしてお
りますから問題はございません。日本
から見ますと、パナマ、インドと
の協定ができております。しかしその
先のカラチでございませうとか、ある
いは中近東の国、スイス等の国とはまだ
協定ができていないのでございませ
う。ございませうから、中共のよう

に承認してない国も、あるいは日本
が承認し、その国交関係のできてい
る国でも、実は日航が具体的に乗り入
れをする際には、事前に協定を締結し
、または行政的の許可を取りつける必要
があるわけでございます。その点は、
中共であるために別に特別の相違はな
いわけでございます。

○委員(山内良一君) 他に御質疑は
ございませうか……。それでは、本日
はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件を付
託された。(予備審査のための付託は
二月十三日)

一、航空業に関する日本国とフラン
スとの間の協定の批准について承
認を求めるの件

一、航空業務に関する日本国とイン
ドとの間の協定の締結について承
認を求めるの件

一、航空業務に関する日本国とオー
ストラリア連邦との間の協定の締
結について承認を求めるの件

一、国際民間航空条約の改正に関す
る議定書(第四十五条)に関するも
の)の批准について承認を求める
の件

一、国際民間航空条約の改正に関す
る議定書(第四十八条)に関する
もの)の批准について承認を求め
るの件

二月二十三日日本委員会に左の案件を付
託された。

一、在外公館の名称及び位置を定め
る法律等の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月十

二月二十四日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、千九百五十五年五月三十一日に
東京で署名された農産物に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の
協定第三条を改正する議定書の締
結について承認を求めるの件

一、農産物に関する日本国とアメリ
カ合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

千九百五十五年五月三十一日に東
京で署名された農産物に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協
定第三条を改正する議定書の締結
について承認を求めるの件

千九百五十五年五月三十一日に東
京で署名された農産物に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協
定第三条を改正する議定書の締結
について承認を求めるの件

千九百五十五年五月三十一日に東
京で署名された農産物に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協
定第三条を改正する議定書の締結
について承認を求めるの件

農産物に関する日本国とアメリカ
合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された

一、韓国抑留漁船乗組員の送還に関する請願(第五〇三号)

第五〇三号 昭和三十一年二月十四日受理

韓国抑留漁船乗組員の送還に関する請願

請願者 愛媛県西宇和郡三点町

大字周木抑留船員留守

家族会内 赤井菊治外

五十六名

紹介議員 三橋八次郎君

愛媛県三瓶湾漁業協同組合所属船第三朝日丸及び第十一西喜丸は、昨年八月に李ライン附近において韓国艦艇に不法に捕され、船体は没収となり、乗組員は三箇月、六箇月、八箇月、十箇月、一箇年と各々刑を科せられ、釜山刑務所等に抑留されたまゝいまだに帰還の見込みもなく今日に至っているが、これら抑留船員の留守家族は現下の生活苦とたたかいながら日夜暗い焦慮の日を送っているから、すみやかにこれら抑留船員の帰還を実現せられたいとの請願。

昭和三十一年三月二日印刷

昭和三十一年三月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局